

結城市地域公共交通会議設置要項

（設置）

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づく地域旅客輸送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要な事項を協議するため、結城市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- （1）市における公共交通の在り方に関する事項
- （2）公共交通施策の推進に関する事項
- （3）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （4）市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- （5）交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- （6）地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- （7）交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項

（組織）

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）一般旅客自動車運送事業者
- （2）一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者
- （3）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- （4）住民又は利用者の代表
- （5）学識経験者
- （6）国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- （7）道路管理者又はその指名する者
- （8）結城警察署長又はその指名する者
- （9）茨城県公共交通担当職員
- （10）副市長
- （11）市長の指名する職員
- （12）前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員がやむを得ない理由により欠席する場合は、代理の者を会議に出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することで、その代理の者を委員とみなす。
 - 4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 5 会議は、公開とする。ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。
 - 6 交通会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(書面による決議)

- 第7条 会長は、会議が次の各号のいずれかに該当するときは、書面により委員の意見を求め、その結果をもって会議の議決に代えることができる。
- (1) 会議において事前に委員から書面による決議の了承を受けているとき。
 - (2) 緊急の決議を要する場合であって、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、書面での決議が特に必要であると会長が認めるとき。
- 2 書面による決議は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。
 - 3 書面による決議は、書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 4 会長は、書面による決議を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(謝礼)

- 第8条 市長は、会議に出席した委員（代理出席の場合は代理出席した者）に対し、予算の範囲内において謝礼を支給することができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者については、この限りでない。

(作業部会)

- 第9条 会長は、第2条各号に掲げる協議事項について、具体的な調査、研究、調整又は協議を行うため、必要に応じて交通会議に作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

- 第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

- 第11条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。
- 2 事務局は、企画財務部企画政策課に置く。

3 事務局に事務局長を置き、企画政策課長をもってこれに充てる。

(公印の取扱い)

第12条 交通会議の公印の名称、寸法、ひな型及び公印管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、結城市公印規則（平成2年結城市規則第7号）の例による。

(委任)

第13条 この要項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

付 則

この要項は、平成30年9月4日から施行する。

付 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

名称	寸法	ひな型	公印管理者
結城市地域公共交通会議会長之印	方21mm	結 城 市 地 域 公 共 交 通 会 議 会 長 之 印	事務局長